

# 政審資料

1960年  
3月15日発行  
3月号

No.27

一目 次一

## △集点▽

- 一、貿易自由化に対するわが党の態度.....1
- 二、昭和三十五年税制改率要綱.....4
- 三、競輪等の廃止に対する党の態度.....6

## △研究▽

- 一、安保改定＝改善論の批判.....7

寺 泽 一  
(東大助教授)

- 二、国会の条約修正権について.....9

鈴木安蔵  
(静岡大教授)

- 三、三十五年は地方財政計画について.....11

藤田武夫  
(成蹊大教授)

- 四、医療制度について.....14

今井一男  
(国家公務員共済組合  
連合会理事長)

仲田良夫  
(健康保険組合連合会  
総務部長)

- 一、昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度  
特別会計予算.....17
- 及び昭和三十五年度政府関係機関予算の編成替えを  
求めるの動議

## △資料▽

発行所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番

# 焦 点

## 一、貿易自由化に対するわが党の態度

### 一、貿易自由化に対するわが党の態度

(1) 今日、政府は相當な早さで自由化する決意を固め、とくに資本取引の自由化を積極的に前面に押しだしている。われわれとしても、すでに国際競争力のあるものを自主的に自由化し、また、国内諸物価を引下げ、国民生活を向上させる物資の輸入を図ることは必要であると考えるし封鎖的なアヴァタルキー経済を主張するものでもない。

しかし、アメリカ独占資本の強い圧力と新安保体制にもとづく日米経済協力の本質を考えると、貿易、資本取引の自由化が、国民大衆の利益を無視して必要以上に早められたことに対して重大な危険を感じるのである。したがってわが党は今日の押しつけられた自由化に反対する。

(2) 同時にわが党は、貿易自由化によって国民経済の体質が改善されるという政府、独占資本の態度に対し、国民経済の体質改善こそ自由化の前提条件であることを国民の前に明らかにし、自由化を促進する前によらず、つぎの政策がとられるよう主張する。  
 ① 経済の自主性を堅持し、外国による企業支配を阻止するため外資法緩和に反対する。また、単に国際収支上の理由のみを外資導入の制限事項としている現行日米通商航海条約を改正して、外資の無制限な導入を阻止し国内産業を保護する。  
 ② 円の価値維持をはかるために、財政経済政策を確立する。  
 ③ 貿易自由化が国内産業に与える諸問題を検討して産業別に対策を立て、とくに国際的に劣位にある産業（石炭、石油、非鉄金属、農水産物等）および新規産業の振興を抑える商品については自由化をしない。

④ 貿易の振興は低賃金の解消が先決条件である。このため一率八千円の最低賃金

制を確立し、家内労働法を制定するとともに、わが国の賃金構造を根本的に是正する。

⑤ ガット三五条援用、対日商品に対する高関税、輸入品ボイコット等の差別制度の撤廃を要求する。

⑥ 対社会主義圏諸国との貿易を制限しているMSA協定、ココム制限等を撤廃し、日中貿易を再開する。

⑦ 貿易の自由化に便乗する独禁法、輸出入取引法の改正に反対する。  
 ⑧ 自主的な関税制度を確立するため現行関税の全面的改正を速やかに行う。カルテル保護関税は認めない。

⑨ 中小企業、農林漁業の近代化等を通じていわゆる二重構造のは正策を推進する。このため中小企業については下請關係調整法、中小企業団体組織法を改正し、農業については農業經營近代化促進法、農業生産組合法、農業基本法等の諸法案を国会に提出する。  
 ⑩ われわれは、以上の諸政策を積極的に進めめるため予算措置を構ずるとともに、税制、金融についても必要な対策を確立する。

(4) 社会主義諸国、先進資本主義諸国、東南アジア等の後進諸国との間に互恵的な相互貿易を推進し、長期的な拡大発展の貿易構造を確立する。このため中国を含めたアジア経済会議を設立し、各国との経済計画との有機的な協力関係を樹立する。  
 ⑪ 國民経済の体質改善は根本的には社会主義的再編成が基調である。このため当面、産業の計画的運営、重要産業の社会化、総合的な国土開発、低所得階層を重点とする社会保障の強力な推進等を通じて国民生活水準を引上げる政策が進められねばならない。こうした政策を強力に進めるることによ

## 二、貿易自由化の国際的背景

(1)

戦後、世界経済は社会主義経済圏と資本主義経済圏に大きく二分した。そして社会主義経済圏の拡大発展に対応する社会主義諸国は、長らくアメリカの独占のもとに単一市場を形成していた。ところが最近の欧洲諸国における生産力の著しい上昇と発展は、必然的に従来の経済的な国境を排除するまでに成長、ブロック経済への傾向をたどらせ、その国際経済力の強化は、資本主義市場におけるアメリカの指導力を後退させていった。

(2) 国際収支の健全化をきたし欧洲諸国は、

まず一九五八年、十四カ国一斉に通貨の自由交換性を回復した。さらに一九五九年一月にはフランス、西ドイツ、イタリー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの六カ国が欧州共同市場を発足させ、経済的統合から政治的統合への方向をもめざしはじめた。これに対抗してイギリスもデンマーク、スエーデン、ノルウェー、オーストラリア、スイス、ポルトガルの六カ国に譲って自由貿易連合を結成、世界経済は自由化への方向とともに、広域経済の結成へと動きつつある。

(3) 一方、アメリカはこうした西欧諸国の経済力の強化とは逆に、国際収支の逆調から金準備の減少に苦しみ、ドルの防衛上、西欧諸国に対して対ドル輸入差別の撤廃を迫るにいたった。さらにアメリカは对外援助費の一部に米国製品優先買付のヒモをつけ、西欧の防衛費一部負担による対外軍事支出の削減等の措置を講じて、いったん散布したドルと金の回収に乗り出した。こうしたアメリカの逆攻撃もあって、金ドル準備の増加とブロック化による国際競争力を著しく強めている西欧諸国は、ブロック内自由化から、対ドル地域への自由化へも続々とふみきり、貿易為替面だけでなく、資本移動の面でも自由化テンポをかなりの早さで進めるにいたった。また中南米諸国もこれら先進諸国の自由化圧力に抗してブロ

ッて国内産業の健全な発展と眞の国際競争力を強化する。

ク化結成にふみきるにいたつた。

(4)

さらに共同市場化の進行による産業の整理統合を進めて、対外競争力を強化している西欧諸国との世界市場への進出は、労賃コスト高に悩むアメリカにとって脅威となっている。このためアメリカは積極的に欧洲とともに共同市場に進出、その過剰資本と技術を、そこの比較的安い労働力と結びつける政策をとりつつある。つまり、米仏合弁、米西独合弁、米伊合弁等の企業、あるいは百%アメリカの企業の進出を企図しているが、この動きは同時に日本への自由化圧力ともなってあらわれており、ドルによる单一世界市場の再現を目指んでいるとうことができよう。

(5)

かくて今日、資本主義圏の世界経済は、アメリカ、共同市場六カ国、自由貿易連合七カ国という三つの大きな経済ブロックの対立抗争による激しい市場の再分割競争が、それぞれの経済ブロックを強化しつつ進められている。同時に、これらの三つのブロックは、本年一月開かれた大西洋経済会議の狙いが示すように、後進国開発援助の面では共同歩調をとって、社会主義諸国への後進国への経済的進出に対抗しようとしている。資本主義諸国との自由化とブロック化、ブロック対ブロックの抗争と、後進国開発をめぐる協調等の動きは、そのまま社会主義経済との激しい競争を迫らされている資本主義経済の矛盾をより深めることとなる。同時に、後進国にとって貿易の自由化は無縁のものであり、先進諸国本位に進められていることも看過すべきではない。しかも今年下半期からは世界景気の停滞局面が予想されている今日、自由化旋風は一時的現象ということもでき各ブロックの保護壁が逆に高くなる傾向も強い。

## 三、わが国における貿易自由化的本質

(1)

わが国における自由化問題はもちろん一年暮、西欧十五カ国がいっせいに通貨の交換性回復に踏みきつて以降のことである。とくに昨年のIMF総会、ガット総会における各国への要求が、自由化に拍車をかけたことはいうまでもない。しかしこう

した表面的な動きよりもむしろ、アメリカの強力な圧力が自由化をスピードアップしているのである。とくに新安保条約の調印のため渡米した岸首相の「訪米みやげ」といわれているように、新安保体制の経済協力の別名が、自由化であるとの認識につつ必要がある。新安保条約第二条に、日米両国は「その国際経済政策におけるくい違ひを除くことに努め、また、両国との間の経済的協力を促進する」という規定が入っている。十年間の期限を約束した新安保条約のこの抽象的な条文こそ、日本の独占資本が完全にアメリカとの経済協力体制に入ることを確認したものであり、自由化の名のもとにアメリカ独占資本進出の道を開いたものである。

(2) 貿易、為替、資本取引の自由化は、一般的に国際競争力の強い先進諸国にとっては有利であるが、いわゆる中進国たる日本にとっては必ずしも有利とはいえない。とくに今回の自由化が、アメリカの商品、アメリカの資本に対して日本市場を開放するという意味での自由化であり、さらには自由化を契機としてより強大な独占を目指む国内企業の野望が、対日進出をはかるアメリカ独占資本の意図と一体となって、必要以上に自由化のテンポを早めているのである。したがって日本の独占資本にとって有利するところがあるとしても国民経済の大発展に役立つとは考えられない。

(3) また、西欧諸国は資本主義諸国との自由化を促進する一方社会主義諸国とも積極的に双務協定貿易を進めて経済力の強化をはかっている。しかるにわが国においては先进資本主義諸国への自由化には極めて積極的な熱意を示していくながら、対社会主義諸国との貿易、とくに中国貿易については何等の打開策をも講じようとしない。ここに押しつけられた自由化の本質を見るのであり、日中貿易の再開こそ自由化の前提条件でなければならない。

(4) さらに西欧諸国の自由化が景気の好況局面を背景に進められているのと同様に、いわゆる『岩戸景気』が、わが国の経済力に

分不相応な自信を与え、「西欧諸国が自由化を進めているから日本も」という極めて素朴な促進論のあることも否定できない。しかしながら十分な準備や、総合的な対策もなく、自由化によって日本経済の体質改善をはからうとし、またはかり得ると考えている今日の独占資本の方向は、明らかに逆立している。自由化は、体质改善とはおよそ反対に、いわゆる二重構造を固定化させる要因となる。

#### 四、貿易自由化の及ぼす影響

(1) 一般に貿易の自由化は、外国から安い原料、半製品が自由に入る所以、産業のコスト、商品価格は相当大巾に引下げ可能となり、また安い外国商品の輸入は、国内消費者にとっても有利であるといわれている。こうした貿易自由化の一般的なプラス面も、わが国においてはつぎのような大きなマイナス要因をもっている。

① 貿易の自由化に名をかり、不急不要物資、ぜいたく品、消費物資の輸入が増大し、貴重な外貨をくいつぶすことになる。このことは単に競合する国内諸産業を圧迫し、カルテルの強化によって物価は下らないばかりか、国際収支の逆調を來して、国民経済にとっても大きな損失となる。

② 中小企業、零細企業、農業に対してもとくに大きな打撃が憂慮される。また、商社間、企業相互間の過当競争に拍車をかけることになるが、この過当競争による経済の混乱を抑えるため輸出入取引法の改正（今国会提出予定）、独禁法の骨抜策が講ぜられよう。このことは中小企業や農業、一般大衆により大きな犠牲を強いる結果となる。

③ いわゆる体质改善の名のもとに、苛酷な企業合理化が促進され、それとともになう首切りと、労働強化が強行されよう。とくに資本にとって低賃金の固定化政策が強力に進められる。

④ 現在国際競争力は乏しいが、将来性のある合成繊維、石炭化学、合成化学等の新規産業が、若芽のうちに崩壊する危険

性がある。また電子工業や原子力産業にしてもわが国独自の開発は困難となる。

こうした傾向をくいとめることはならない。

(2) 貿易の自由化が、わが国の貿易を積極的に拡大させる要因は見当らない。とくに先進諸国ガット三五条採用、または関税による輸入制限措置が、わが国の自由化によって解除される保障はない。逆に低賃金政策の強化が一層対日商品のボイコットを強めることも予測される。

(3) 貿易自由化の推進は、双務協定貿易を否定する。したがって主として東南アジア諸国から輸入していた農産物や、工業原料はアメリカからの輸入に切りかえられ、二国間貿易は縮少することが懸念される。またバーチャー貿易も漸減して現金決済に移行するので外貨面に難点のある東南アジアや中南米等の後進諸国との貿易は当然減少しよう。海外経済協力基金五十億円の構想も、

(4) 現行の為替管理、外貨割当制度は、大企業の利益を擁護しているという一面は否定しえないが、一方外国資本の支配を食いとめる機能を果していった。自由化はこうした機能をマヒさせ、國際收支の悪化を来すであろう。さらに外貨の流入は、金融による調整をも困難にする。

(5) とくに問題は資本取引の自由化である。貿易の自由化は弱肉強食、優勝劣敗の苛酷な資本主義原理を進め、わが國の大企業といわれるものも、この激しい市場争奪戦に勝ち抜く保証はない。したがって各企業は、内外資本との競争を強化するため、競つて巨大な資本と高度な技術を持つ外国資本との合弁を強化し、買弁化を促進しよう。このことはわが国の労働運動にも重大な影響をおよぼすことになる。

## 二、昭和三十五年税制改革要綱

昭和三十五年度予算案に見る政府の税制についての態度は、大資本、高額所得層のための偏向減税年間一、一六〇億円の特別借置を依然として存置し、他方において、二、一五〇億円を超える租税の自然增收を見込ながらこれを軍事費増強等の不当財源に充当するため、一切の減税を見送るなど、国民の期待を著しく裏切るものである。

税制上の、不当特別借置の温存と、減税の要望無視の、政府のこの態度は、将来にわたつて、国民の納税意欲喪失をもたらすのみならず、社会的不正ですらある。

よってわが党は、中小零細企業者、農林漁業者を含む勤労大衆の租税負担を軽減するとともに、税負担の公平化のため、左の要綱に従い、税制改革を主張するものである。

### 一、所得税

A 生計費には課税せずの原則にしたがい、給与所得者は標準世帯（五人）年収四二万円（月収二・八万円、年間賞与三ヶ月分相当）、事業者は、年収四〇万円まで無税と

することを目途に、三十五年度は、給与所得三七万円（月収二・五万円、年間賞与三ヶ月分相当）、事業者三五万円までを無税とする（現行、年収それぞれ三三万円、二七万円まで無税）。

そのため、

(1) 基礎控除を一万円引上げて十万円とする。（現 九万円）△一五〇億

(2) 妻は被扶養者に非ずとの見地から、妻の扶養控除を廃し配偶者控除十万円を新設する。現行妻の扶養控除七万円と比較実質三万円の控除増となる。（現 五千円）△一〇億

(3) 寡婦控除、障害者控除、勤労学生控除、老年者控除を、税額控除七千円とする。（現 五千円）△一〇億

(4) 小規模事業者所得の特別勤労所得控除七〇万円までの所得者については、当面二〇万円までの所得について二〇%の特別勤労所得控除を認める。

（現なし）△五〇億

普通法人		税率	
課税所得	現行	改正	
100万円以下	33%	30%	
200 "	33%	33%	
500 "	38%	38%	
500万円超	38%	40%	

専従者控除

現行青色のみ八万円の専従者控除を、妻

を除く専従者一人につき

一〇万円（最賃月額八千円基準）宛認

め、企業課税の適正化をはかる。

### (5) 商工業、農林漁業等の自営業者の自家労賃控除

現行青色のみ八万円の専従者控除を、妻を除く専従者一人につき一億

△八〇億

B 税率を改正して累進率を強化する。  
十六〇億

△八〇億

### A (廃止すべきもの十五四〇)

利子所得の非課税

全額整理 一〇〇

税及び税率軽減

一一五

配当所得に対する源泉徴収税率軽減五〇

一一〇

貸倒準備金

一二二

価格変動準備金

一〇四

異常危険準備金

一〇五

渴水準備金

一〇八

特別修繕引当金

一〇四

違約損失補償準備金

一〇二

重要物産所得の免税

一〇四

重要外國技術使用料課税の特例

一〇二

外貨取得に係る社債等の利子課税の特例

一〇二

航空機用揮発油税の免税

一〇四

航空機通行税の軽減

一〇五

重要機械類の輸入関税の免税

一〇二

外国人課税の特例

一〇一

B 一部整理するもの（十二六八）

輸出所得の特例控除

一〇〇億中八〇

退職給与引当金

一三〇〃一〇〇

一〇〇億を整理する

一〇〇

退職所得の控除のひき上げ。△二〇億

一一五

C 基礎控除

一一〇

加算控除

一一一

二〇年につき

一一一

四〇才まで三万

一一一

五〇才超四万

一一一

五万

一一一

一五〇万

一一一

十一〇億

過度の広告費（新設）

一一一

過度の広告費について損金算入をと

りやめる。その徴税分八〇億

D 残余のものについては今後検討する。

以上ABCを通じ、特別措置免税を整理、微

徴となる。

### 三、租税特別措置を大はばに整理して税負担の公平と簡素化をはかる。ただし、自由化対応のため、要育成産業について、三ヶ年以上に期限を厳に限定して特別措置を考慮する。

この場合、減免税総額を現在の減免税額の四分の一税度にとどめる。

十九四八内訳

### 四、耐用年数の短縮

税を存置するものBDを通じ二一二億

税するもの九四八億

貿易自由化にそなえ、中小企業（法人、個人、青色、白色をとわず）の償却資産の耐用年数を現行に対し一律三割短縮する。五〇億

### 五、物 品 稅

国民生活必要物資、中小零細企業に関連する物品税はこれを廃止する。

二〇〇億

### 六、酒

租税の三本柱の一つたる酒税については、政府の行なわんとする清酒準一級酒創設による実質的減税のほかに、雜酒につき平均一五

## 三、競輪等の廃止に対する党の態度

最近、競輪等のトバク的事業が与える弊害は、目にあまるものがあり、世論も、大きく糾弾の声をあげているが、政府は、小手先の一部改正をもって、これらトバク的事業の延命策を企図している。

もともとこれらの法律は、立法当初の経緯および同法審議中の経過からみても、限時的性格をもつた臨時措置であり、地方財政の改善を図り、機械工業の振興等に寄与させる当初の目的も、一応その使命を果している。したがつてわが党は、延命策を企図する政府の態度をきびしく追及することともに、競輪、オート・レース、モーターボート・レースを廃止するため法案を提出して、こうした不健全娯楽を追放する。

### 自転車競技法等の廃止に関する法律案要綱

#### （目的）

一、この法律は、競輪等の不健全娯楽を廃止するとともに、その廃止を円滑に行なうために必要な措置を講ずることを目的とする。

#### （自転車競技法等の廃止）

二、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法は、廃止する。

#### （納入金）

三、昭和三十五年四月一日以降に開催された自転車競走等の売上金については、自転車競走等の施行者は別表に規定する金額を、日本自転車振興会等に納めなければならない。

四、日本自転車振興会等は、内閣総理大臣が定める計画及び指示に従い、納入金を財源と

して、次の業務を行なう。

(一) 競輪等の廃止に伴う離職者（選手を含む）に対して離職手当を支給すること。

(二) 離職者の求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に離職者に協力すること。

(三) 独立して事業を行なおうとする離職者に對して生業資金の借入れのあっせんを行なうこと。

(四) 競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場の施設のうち償却未済のものに對するその償却の一部に充当するための交付金を交付すること。

(五) 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 日本自転車振興会等は、会計に関する事務を包括的に商工組合中央金庫に委託しなければならない。

(商工組合中央金庫の業務の特例)

五、商工組合中央金庫は、日本自転車振興会等の委託を受けた事務をその業務として行なうことができる。

(計画の決定及び実施)

六、内閣総理大臣は、競輪等廃止対策審議会の意見を聞いて、次の事項についての計画を決定しなければならない。

(一) 競輪等の廃止に伴う離職者に対する離職手当の額の決定及びその支給の方法

(二) 離職者の転業対策

%のひき下げをはかり、ビール税率を五〇%（現行五六%）にひき下げ、卸、小売マージンを是正し、かつ小売価格を中味一〇〇円（ビンつき一一〇円）とする等、大衆酒一般の減税を考慮する。消費の著しき伸びを見込み得るので税収に影響なし。

増減なし

### 七、富 裕 税

富裕税を新設し、一千万円をこす個人資産について千分の二を課税する。

十三〇億

（ビンつき一一〇円）とする等、大衆酒一般の減税を考慮する。消費の著しき伸びを見込み得るので税収に影響なし。

増減なし

ボート競走場の施設の未償却部分に対する  
交付金の額の決定及びその交付の方法

(四) その他競輪等の廃止に伴い必要な事項

(競輪等廃止対策審議会)

七、総理府、競輪等廃止対策審議会を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の廃止に関する対策を調査審議する。

(報告及び検査)

八、内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地方公共団体、日本自転車振興会、全国小型自動車競走連合会、全国モーターボート競走連合会、自転車振興会、小型自動車競走会、モーターボート競走会、商工組合中央金庫及び競輪場、小型自動車競走場若しくはモーターボート競走場の所有者若しくは管理者から報告を徵し、又はその職員に

これらの者の事務所に立ち入り、事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附 則

1 この法律中、第二の規定は、昭和三十六年四月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

別 表

売上金の額	日本自転車振興会に納入すべき金額
六千万円以上八千円未満	売上金の額の千分の六十
八千万円以上一億円未満	売上金の額の千分の七八
一億円以上二億円未満	売上金の額の千分の九十
二億円以上	売上金の額の千分の百二

## 研究

### 一、安保改定Ⅱ改善論の批判

寺 沢

(東大助教授)

判定はどうしてなされるのか不明である。たとえば、第七艦隊が核武装した際アメリカ側が、これはもっと以前からやっていたといえば、事前協議の対象になりえないのではないか。

(ア) 「核兵器の定義」も不明で、両国に合意に達した定義があるのか。

(イ) 協議と合意。

協議では、日本側が勝手に解釈しただけ、相手側に何の拘束力ももちえない。日本側の解釈をアメリカに持込み、アメリカの了解をつけてはじめて合意に達する。したがって、合意であれば、批准に対する条件となる。

先例としては「一九二二・二・六」の中国に関する九ヶ国条約第七条がある。

一、交換公文——「事前協議」について  
(1) 事前協議を交換公文にゆずっているのは形式的にも問題がある。当然、本条約文にいれるべきである。事前協議を交換公文にゆずったのは、アメリカ側の要求にもとづいたものである。交換公文であればアメリカ上院の批准を要しないから、問題のある事前協議を条約本文からははずしたものと考えられる。

(2) 「日本国への配置における重要な変更」:

「重要な」が新たに挿入されたことも注意しておく必要がある。

(イ) 「変更」という場合、その時を基準にして、その前と變っていたというのか。また誰が判定するのか、その基準なり、

そこでは「交渉」という言葉をつかつたが、これは「協議」と同趣旨とされており相手に法律的権利義務をおわせて、しぱりうるかどうか疑義があるとされる。条約上の原則として、相手をしばれるということに疑義があるときは、義務軽減的に解釈することが通説となつてゐる。

(b) もし法律的にしばれるような日本政府の答弁があつたとすると、アメリカ上院の審議に抵触することにならう。アメリカ上院の審議に抵触しないようにするには、日本政府は法律的にしばりえないと答弁せざるをえないだろう。両者は彼らの関係にある。

「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」について。

吉田・アチソン交換公文については、当時の政府は、これを確認しあうことによつて、本条約が底抜けにならないようになつてゐる。

今回の吉田・アチソン交換公文についてのだと説明したが、私は底ぬけになつてゐる。今回の吉田・アチソン交換公文についての「第三号」にいう「日本国における地位……」はあとにつづく語句からみて、行政協定だけをさしているものである。さらにこれを第六条二項との關係でよむと、新協定によつてとりきめられるということになる。したがつて合衆國軍隊の日本国における地位は、行政協定によりきめられている分については、交換公文の対象となるが、その他の場合すなわち国連軍として行動するような場合、米軍には底抜けになつてゐるといわざるをえない。

ここにいう「日本における地位」（スタイルス）はどういうことをいうのか追及されるべきだらう。

二、第一条——「平和愛好国」について  
ここにいう「日本における地位」（スタイルス）は、おんでも、なおかつ「第六条」の考えは国連憲章に反するという点を、うきぼりにすべきではないだらうか。

### 三、第二条——「内乱条項」について

ここでは「日本国の安全」に注目したい。現行条約では、「外部からの武力攻撃に対する」のほかに内乱条項が書かれていたのが、改定条文では、内乱条項だけを削つて、前者をのこすということをしないで、どちらも削除してしまつた。

この両者を削つたことを裏がえしにして、「自由な制度を強化し」と「第四条」をあわせてよむと、外部からの武力攻撃がない場合でも、資本主義体制をくつがえすようなものは、すべて包含されるとも解される。SEA TOでも両者を別々に書いている。現に高橋条約局長は、国会において内乱条項をふくませるような答弁をしており、藤山外相もかつての主張どおりならば、内乱条項を削つたということを強調すべきだが、提案説明ではわざわざおとをしている。

### 四、第五条——「日本国の施政下」、「自国の憲法上の規定……」について

これは個別的自衛権の法理である。この法理で説明しうるだらうか。政府は自國の領土をおかされた場合としているが、日本にある在日米軍基地の場合を問題にすべきである。

自衛権は現実の危害に対してもあるのであって、将来の問題についてとりきめるべきではない。

さらに、現実に領土が侵害された場合でも現実の事態が問題である。たとえば、北海道上空にソ連機が入つても、それだけでは問題にならぬ。すぐ自衛権の行使というわけにはいかない。この場合、日本の権利は、実際にはおかされていないのだから。

「武力攻撃」について、「急迫、不正」がその内容に入つていながら問題である国連憲章五一条では、現実の武力攻撃があつた場合をいつており、しかも不正の意味が内在されている。ところが、本条約文では、仮想敵国を予想しているから、不正について考え方がちがうわけである。たとえば、南北朝鮮の戦闘行為がはじまつたとして、米軍がこれに参加し、日本の基地から出る場合、北鮮が日本本の基地を攻撃するのは不正とはいえない。合法的となる。このような不正でない場合を

も想定して、あえてただ「武力攻撃」といふたともうけとられる。ここに個別的自衛権では解しえない点がふくまれている。むしろ国連憲章五一条の集団的自衛権でなら説明しうる。この場合なら、あえて「不正」を考えなくとも解釈できるからである。もし集団的自衛権で説明するとなると憲法との関係がでてくる。

(1) 〔なお若干の問題点〕

国際的取極と憲法との関係については、政府は從来とも、人権宣言のような特例をのぞき、憲法を優越させている。

## 二、国会の条約修正権について

鈴木安蔵

(静岡大教授)

条約締結という国家作用はいすれかの一つの国家機関に属しているものではなく、国会と行政の公共行為とみるべきものである。法律的にも歴史的にもそう解するものが正しい。

政府などが条約の締結は政府の権限であると固執しているのは、明治憲法において、それが天皇の権限であつて議会は協賛するにすぎなかつた古い観念からどうしてもぬけきれないからであろう。

マシロ教授の説にしたがつてのべると、米国上院が条約に助言と承認を与えるのは、上院のもつ執行的権能であるとされている。条約の締結などにおいて秘密外交を排斥しなければならない要求が一方にあり、また条約の締結には特殊な技術、機構を必要とするとの実際問題がある。この矛盾を解決するために、上院による助言と承認という制度が考えだされた。大総理は条約について外國と交渉、起草、調印はするが、条約の最後の運命は上院の承認がにぎっている。このことは、条約の締結を交渉、起草調印、承認、批准に区分して、上院と政府を行わせるものではなく、上院はこの全過程において助言を与えたのである。行政府は交渉の過程において形式的に上院の承認を求めるこ

をしないばあいにも、行政府はつねに上院の外交委員会の幹部とは密接に連絡をとっているのが実情である。

上院に修正権のあることについてはほとんど学説は異論がないが、實際には修正されないような事態をさけるだけの政治的配慮がつねに行政府によってはらわれている。それでも一七八八一一九四四年間に無修正(七五三)修正(一六七)拒否(一四)という数になつてゐる。

米国では、修正されたばあいに、相手国と再交渉を中止するかについて判断の余地がかなり大幅に与えられているが、日本の国会には米国より大きな権限が認められてしかるべきである。

条約とは国家意思の確定、表明にほかならず、最終的な意思の決定を行うものは主権者すなわち国民の代表である国会であるのが当然である。したがつて条約にたいする国会の承認は、たんなる条約批准の要件ではなく、国家意思を形成する行為にはかならない。

条約が君主の手から離れて国民自信が行うようになつたのは、立法、財政にくらべるとだいぶおくれてからであった。今日ではほとんどの国で国民が条約を結ぶことになった。日本でも明治憲法と現行憲法とをくらべれば明白であ

(2) 「武力攻撃」といって、「侵略」という言葉をわざわざ使用しなかつた経緯のこと

を想起すべきである。

(3)

「憲法上の規定に従つて……」戦闘行動をおこすのは、憲法の範囲内で、憲法の許さないことをする結果になる。つまり、刑法の範囲内で泥棒をやつてもよいということと同じである。

(4)

共同声明は正文でなく、岸首相もいうように法律的拘束をもたない。したがつて、これをもつて、事前協議を正当化することはできない。

主が最終的に確認する必要から生じた制度であった。今日の憲法では、実質的には国会の承認のほうが、この批准であって、内閣は批准書の作成という事務を行うと解してもよい位である。国会自身の批准、法律による批准（フランス）国会の法律によって批准の権能を政府に与える（イタリー）批准を内閣の排他的権能であると解するのは明治憲法の解釈である。今日国会は国権の最高機関であって、国会の行えないのは判決だけ位となっている。国会は条約について承認、不承認、修正などいかなる意思も決定できる。条約か予算法律などと異なるのは相手国があるという点だけである。修正されたばかりに、政府はそれにもとづいて相手国と再交渉する義務をおついている。

## 佐藤功

（成蹊大教授）

### 一、政治論

日本のために、よりベターな条約をつくるという意味において、国会の条約修正権をみるとることは、正しいことであり、かつまた当然のこともあると考える。

### 二、法律論

(1) 「法律案、予算と同じようには修正できない」という限りにおいて異論はない。

#### (2) 内閣の条約締結権

「相手国と交渉し、調印して、批准の手続きをとる」の意味で、内閣に条約締結権がある。

#### (3) 国会の修正権

##### (4) 修正権の根拠

(一) 国会が関与し、コントロールするの

は当然である。国会が批准しなければ

条約が成立しないたてまえになつていることからみても、明白である。このことから、国会に修正権がないとはいえない。

国会も内閣も共同して条約を成立させることのあり、「共同の管轄に属する」とみるべきである。

行政の一存では条約は締結できないといふのが、近代憲法に共通する原則の一つである。

則である。

(二) 条約は、とくに安保条約は政治的色彩のつよいものである。ある政治的方向を国民に義務づけるのであるから、そ

その際、民主主義のためまからいっても、当然国民の意志を反映せしめる必要がある。

(三) 国会法第八五条は、修正を当然予想した規定であるといえる。

以上の理由により、国が広い範囲でコントロールするのは当然であり、その意味において、条約の修正も可能となる。

(四) 「承認、不承認以外には方法はない」という議論について

国会で、条約のある箇所について修正したという場合、その余地は当然のこしておくべきである。承認、不承認か、そのいずれかしか途がないというのは行過ぎである。アメリカ憲法でも、「上院の助言と同意」とは書いてあるが、「修正」についての字句はみあたらぬ。しかし実際には修正した例は非常に多く、慣例として、修正権は確立している。

#### (五) 修正の方法

修正の方法には、(1)留保、(2)条件付承認、(3)決議をつける、の方法がある。

#### (一) 法律案、予算の修正との相違点

法律案、予算では、修正して可決された場合、同時にその内容も確定する。

条約の場合は、修正しても、その内容はまだ確定されていない。

#### (二) 条約修正の場合

国会で条約修正のあつたのち、内閣はそれにもとづいて行動することになる。

行動には二つの場合がある。

1 にぎりつぶす場合

条約は不成立となる。批准前ならば批准されないことになるから、不承認と同じ結果になる。

2 相手側と交渉する場合

相手側と交渉して合意に達すれば

条約は成立する。これが条件付承認である。单に修正といつてもよい。

条件をつける場合、具体的にすべきであると考へる。

この場合、修正は内閣を拘束するものであり、单なる付帯決議や希望を表明するのとは違う。後者はいざれも、内閣を拘束しうるものではない。

## (2) 修正の内容

修正の内容について、二つの場合が考えられる。

(1) 内容が具体的、明確な場合

たとえば、「期限を五年に短縮する」という場合、修正の内容はきわめて明確だから、この部分が相手側と合意に達すれば条約は成立する。

(2) 内容が具体的、明確でない場合

たとえば、「ソ連を刺戟しないように」とか「国民の反対論を慎重に考慮して」修正せよという場合、内閣としてどういう行動をとつてよいか内容が不明である。

この場合、ともかく内閣自身の判断で相手側と交渉して、相手側の合意を得れば、また国会に承認をもとめることになるのか。私はこの場合も必要だと思う。

いずれにしても、はじめにこのような不明確な条件をつけること 자체が問題

## (若干の問題点)

(1) 国会法第八五条について

法制局では一部承認を予想したものとしている。すなわち、関連する二つの条約がでた場合、一方だけを承認し、他は不承認ということがありうるとの見解をとっている。

しかし、この議論にしたがうならば、一つの条約の場合でも、可分的な条項を一部承認し、一部不承認することも——修正することも——できることになるではないか。

(2) 条約の国会提出方法について

「承認を求める件」の紙切れ一枚が議案で、条約本文はその付属資料だという政府の考えは誤っている。

条約そのものが議案として取扱われるべきである。

国会法第八三条の二には「参議院は予算又は衆議院先議の条約を否決したときは」とある。

この場合、法律案と同じく、条約案本文を議案の対象としているようにうけとられる。

## 三、三十五年度地方財政計画について

藤田武夫

(立教大教授)

### 一、才出について

三十五年の地方財政計画の規模は、一兆五千三百八十一億円で、昨年に比べて二千八十七億円増で、一五%の増加である。昨年の増加率は八%であるので、財政規模は膨脹している。しかし国家才出と地方才出を比べると、一〇〇対九八、戦前の昭和十一年は一〇〇対一二〇、二十九年は一〇〇対一〇八、三十二

年は一〇〇対一一三に比べると小さくなっている。しかしながらこの比率はそのまま問題にされない、國から地方団体にくる分、国庫負担金、補助金、交付税等が、六千八百九十一億円になっている。昨年は五千九百十六億円で、この分は國の予算にのつてゐる。これは、國の施策を地方でしたうけするのがふえたということであり、地方財政だけをとつて

見ても分からぬ。すなわち國の予算の四十  
四%は地方に流れてゐる。地方財政から云え  
ば、地方収入の四十五%は國からもらつてい  
る（公債を含めると五〇%になる）。——こ  
のようすに國と地方とはいつも密接に關係があ  
る。國の政策は地方に大きく影響する。

日本の國民の經濟力に比べて、國と地方の  
才出は、三十五年度國民所得一〇兆五千億円、  
國は一五%，國と地方を合わせた純計は二兆  
四千百八十六億円、それの國民所得に対する  
割合は二十三%，世界的に見ると重いとは云  
えない。（イギリス二十八%）、日本の場合は  
經濟力がのびてゐるので、二十五%は重く  
ない。しかしイギリスは社會保障がゆきとど  
いてゐるので、重くとも國民にもどつてく  
る仕組みになつてゐる。

## 二、才出の具体的な内容

1、地方財政規模は、一兆五千八十一億円で  
あるが、そのうち、當然増加、

給与関係	六、〇〇〇億円
國庫補助を伴うもの	

(一般行政費)	一、四二一億円
直轄の地方負担、國	

庫負担を伴うもの	三、三六二億円
公 債 費	八四一億円
そ の 他	

計	一一、七一五億円
---	----------

となり、残りは三、六六六億円で、約二十一  
四%である。その中物件費、消耗費等が、一  
四五億円あるので八%になる。さらに、この  
中には道路整備五ヶ年計画の中の単独事業、  
公立文教施設、その他國の施策にもとづくも  
のがある。それ故地方自治体で、自主的に使  
える経費は、五%といふのである。

2、投資的経費をふやしたと政府はいってい  
るが、その内容はどんなものか、その地方  
負担がどうなるか、投資的経費は四千七百

三十億円で（昨年に比べて一千三百四十五  
億円こえてゐる）、そのうち、國庫補助負  
担金を伴うもののうち、  
イ、公共事業、二、八〇二億円 五一〇

〔昨年度より  
の増加分〕  
一二八

治山治水 一八〇  
文教施設 一三  
その他 六三

特に、道路、港湾等の内容を明らかにする  
必要がある。——主として大都市の大企業  
に集中してゐる傾向がある。港湾でも大企業  
社が当然やるべきものを國がやつてゐる面  
もある。

口、地方負担について云えば

道路整備は五ヶ年で一兆円、そのうち、  
三四七億円が地方負担（補助と単独合  
わせて）、三十五年度だけで見ると二百四  
十五億円（補助）、三百億円—四百億円（單  
独）で計五百五〇億円位になつてゐる。

治山治水事業の十ヶ年計画は、前半五千  
二百億円、三十五年度だけで見ると、八百  
六十九億円で、地方負担九七億円（分担）、  
一八七億円（補助）合わせて二八二億円と  
なる。

地方負担額は國の補助率が問題である。  
補助率が少ないので、その分、足がでる。  
さらに投資的経費はふえたが、國の計画に  
よつてふえただけである点も問題である。  
ハ、特別会計の交付公債のふり替えで、地方  
債を一六〇億円認めている。しかし直轄事  
業は二〇〇億円で、四〇億円位、  
地方負担はふえることになる。なお、単独  
事業の中には道路、港湾等の國の計画の一  
貫になるものもあるので、自主的にやれる  
ものは少ない。すなわち、投資的経費はふ  
えてきたが、自主的な事業は少なくて、ひ  
もつきの事業がふえた。それに地方財政が  
追い廻わされる。——これが、國庫負担金  
等が一〇〇〇億円ふえ、財政規模がふえた  
原因である。——國の下請機関化がますま  
す進んで來たわけである。

## 三、民生関係

(1) 生活保護費

一三億円増

生活保護法の人員は同じ、基準を三%引  
き上げてゐる。——しかし物価の値上りを  
見ると実質的には下がる。（生活保護の基  
準は一般勤労家庭の四〇%である。）

保育料が引上げられている。現状は、入

っている子供は、措置児童はへって、中産階級やそれ以上の子供がふえている。すなわち、社会施設としてのものがゆがめられている。

失業对策費

昨年の二十三万七千人が二十一万八千人にへっている。労務費は三〇六円で三二四円より上がっているが物価の上昇から見ると低い。さらに、炭坑離職者緊急就労対策事業費二一億円が計上されているが、国の予算の石炭鉱業特別対策費——石炭の合理化促進費二七億円と合わせて考える必要がある。

(二) 考策方案

(4) 住宅付帯費は、第二種が一、〇〇〇戸、不良住宅が若干ふえているといどである。  
その他  
社会教育補助、教頭管理職手当が問題である。

#### 四、才入について

イ、地方財政の収入がふえると自治庁は云つてゐる。地方税は八二一億円の自然増を見

辺んでる。これは三十四年の~~最初~~予算に

比べてある。そのうち三十四年中三八〇億円は入っている。それは、三十五年度には四四一億円だけは入るということである。そうなると才出の方との関連が合うかどうか。

口、地方税収入が、どの地方団体でもふえるわけではない。アンバランスが強い。法人事業税と法人割四二〇億円、遊興飲食税、自動車税等、大都市に集中している。さらには、貧弱な団体が多い。

高知 六九九円 一人当り所得

それ故、画一的な国行政と地方のアンバランスという問題がある。したがって、地方財政の運営はますますむづかしくなる。

ハ、地方税法を改正して、第一、第三の準拠税率を引上げる（二万円以下を、一〇万円以下、三万円以上を一〇万円以下）ようにしている。これで一二二億円減になる。——

## 一、地方財政法の改正について

### 年度間の財源調整機能の強化

災害上の経費の増加、減税

き、地方債の償還以外は使わ

としている。このことは、國

経費 繁忙な経費には使って  
関係には使ってはいけない。

建設、債務の償還をやれとい

これは地方自治という点から

程でそういうことをやるのは

共事業をさせて府県の負担が

県は、これを市町村におつかいする（たゞ、毛づ國（伊豆國）の間

たがって先づ國と府県の諧  
ば効果はあやしい。

## 地方財政再建計画をかん和

政の合理的な水準を配慮した

らないことになる。尚 社会

検討は、注目すべき問題点で

## 一、地方税制の改正について

秋俸調査会は、企業課税を中心である。租税特別措置法の撤廃と同じに、法人課税を引下げる事がでている。法人に対する課税をせばめる方向にいつてある。さらに個人の住民税を第二方式に統一しようとする意見がある。これをやると大都市では増収となる。その増と法人税を削るのをうめ合わせることが考えられる。それ故企業課税と無関係ではないと思う。なお、自治庁、大蔵省は、法人事業税を削る反面、附加価値税、売上げ税を考えているのではない。

社会党としては、法人所得を直接につかまえて、課税するとか、累進税率にするとか考えるべきではないか、さらに、受益者負担と

## 四、医療制度について

## 医療制度のありかた

國家公務員共濟組合連合會理事長

(1) 医療と医療保険は、○と△のようなものだ。○と△をどう調整するかが基本的問題である。

医療と医療保険の問題について次のような

## (一) 規格性の原理

保険とは一定の掛け金にたいして一定の給付をするということである。ある病気に

定の規格がいる。ちょうど義務教育に生徒何人という基準があるように。これは公的医療になつても原理は変らない。

要だけれども全部にやるわけにはゆかない。

医療の機会不均等性の原理  
疾病は医師の確認によつてはじめてこの  
人は病気であるということになる。  
そこで、保険医療施設のよく行きとどい

(2) 因縁紹介において現物紹介には問題がある。モノである限り不公平がおこる。

まず全国民の相手に最大公約数にしほつた  
給付の線をひく。次に所得に応じて一部負担  
にする。月収五万円の人に一、〇〇〇円かか  
っているものは全額そのままとする等。健

## 医療給付の一つの方法。

(2) 以上のような原理にたって○と△をどうするか？ 保険財政というものはキチンとはゆかない。赤字、黒字がではるのは当然である。

医給給付において現物給付には問題がある。モノである限り不公平がおこる。

年令、性別等によつて差をもうけるのがよい。企画化してしまつるのは医療の本性を殺す可能性がある。

(三) 個別性の原理

た職場に勤めている人は、いつでも医者にかかるから、比較的病気が軽くても医療の対象となりうる。これに反して、山奥の人人が病気を確認される機会は、ある程度病状がすんでからになるから、どうしても機会の不均等がおこってくる。これは全く本人の責任ではなく生じてくるのである。こうした不均等性は病院や医師の水準によって一そう拡大する。

して 土地増加税 摘地税 消防施設税等を  
考へてよいのではないか。

保、国保を通してこういう段階をもうける。

組合方式で余裕のあるところは附加給付をすればよい。

給付の型としては、ある医療機関、公的医療機関は現物給付、一般的の診療所については立て替え払いにして自由診療をたてさえとする。

(3) 社会保障がすむことは国民の自由がそれだけ減ることだ。だから、いきなりやると摩擦がふえる。一度にやることはできない。た

だ今は、医師の個人主義というか資本主義的な制度のもとで、出たらめのところもあるから徐々にやる必要がある。

(4) 病院と診療所については、両方を親子関係のカタチで行政機関に登録させるという方向が考えられる。外来をとりつけず、診療所の医師は往診をいやがらないことだ。こうした中でインチキな病院、診療所は脱落していく。

(5) 大学の教室における封建性はとり除かねばならない。今は教授が弟子たちに絶対権をもつていて、医療分布の不均等を拡大していく。

専門医制度の創設はこれを打ち破る機会だ。専門医制度の指定病院を公的医療機関にしほれば、国立病院の基幹病院が医師の配給権のヘグモニーを握るようになる。この基幹病院は一方で無医地区解消の責任をとる。革命的だが、大学の教室の主任教授の権限を削減することは必要だ。

(6) また基礎医学に従事する人の待遇改善。臨床医はどうにでもして食えるが、基礎医学の研究者は公務員の安月給であとは何にもない有様である。

(7) そ の 他

○ 差額徴収について

新薬で普及の程度が一割ぐらいのものは保険には向ききだから、ごく僅かの範囲では差額徴収をやってもよいのではないか。これが五六割まで普及したら保険にいれるという方式である。

○ 保険医の資格

保険医の免状は普通の開業医よりたかくし、ある程度医師の経験をつんでから保険

医にする方がよい。

### ○組合方式の健保

皆保険・皆年金の時代だから健康保険組合についても考えるべき問題がある。企業のカネという意識をやぶり、組合方式の味を出させる範囲だけ残してガラガラ計算（デール計算）にすべきだ。

## 医療制度の現状と課題

仲田良夫

国民皆保険体制も着実に進展し、国家の社会保険制度も遅まきながら一応体系化をみた。このような社会保障の進展に反し医療制度そのものは、それ自体のもつ特殊性とも関連し、依然旧態のまま足ぶみ状態を続けている。

又医療制度の整備改革が要請されている一面自由診療と規格制限医療との本質的な矛盾、専門医制の育成困難、設備充実にともなう財政不足と種々の問題を含んでいる。

そこで現在の医療制度を整備改革するには、どのような方向にそい、どのような見地から行うかを問題点としてあげてみる。

### (1) 医療機関の整備

#### (一) 設備、内容の充実

日進月歩の医学に適応させるため医療制度そのものの設備、内容の充実をはからねばならない。医学の進歩による設備資本の増大傾向とも相まって、病院を公営化の方に向って行く方が正しいのでないか。

#### (二) 配置の適正化

開業医の濫立、都市集中化に伴う無意味な競争を防止する必要がある。このため公的医療機関を育成し、適正に配置することによって無医地区の解消に努める必要があるのではないか。病院だけでなく予防や公衆衛生についても同様である。

開業医の配置に関しては、今後の問題として漸次考慮すべきであろう。特に病院と診療所とを有機的に結びつける『病院地区』構想が理想的だと思う。

### (三) 医療機関の機能分化

病院や診療所の競争を避けるため、医療機関の機能分化を明確にし、専門医制等も

その中で育成する必要がある。病院、診療所を分化させ、病院に對しては一定の基準をもうけて資格を査定するべきである。

(四) 病院等の設備資金の問題  
診療報酬の費用のワク内で施設等を充実させることは財政的に本来無理ではないか。これは当然国家負担を原則とすべきである。

(五) 医師の育成  
国民の医療に対する需要とを考え合せた上で医師の養成を考える必要がある。医師の過剰は医師自体の生活問題も引き起すので、定員制を定めることがのぞましい。

又開業医重点の育成だけでなく公衆衛生担当医の育成も重要な課題である。

#### (六) 病院の経営主体の問題

(2) 医療制度の公共性にかんがみ、病院等の経営は常に健全に行わねばならぬ。この点より現在の制度を総合の経営主体を一本化にすることがのぞましい。国民皆保険制とも考慮し厚生省が統一的に経営する必要があるのではないか。(所有権は別としても)診療報酬の支払い

#### (1) 技術差と設備差

医師を単なる肉体労働者とする点数主義の報酬では、技術の面がないがしろになつてゐるのはなかろうか。もっと技術、設備等の優劣による報酬支払いの制度を考える必要がある。

病院の設備等は一定の基準を定め、内容の充実しているものだけ病院として選定する方がのぞましい。

#### (二) 差格徵収

新薬等は保険でどしどし使用すべきで、財政面に關しては別の面から考察すべきである。診療と財政面とは區別して考へるべきではないか。

#### (三) 病院経営

現在の独立採算制は正当でない。一般会計で負担すべきであり、独立採算制のシワ寄せを治療面に及ぼすことは保険制度そのものを毒するものである。

『経営と診療の分離』を原則とすべきである。

(1) 医師の生活保障

医療制度の公共化に伴い医師自身の生活保障の面が考慮されて然るべきである。公務員等の様に、年金制度等を確立することがのぞましい。

#### (2) 医療と公衆衛生

「治療から予防へ」の思想にそつて、我国の医療制度も再検討すべき時期ではなかろうか。この為には公衆衛生機関の育成を助長すると共に、医療機関と公衆衛生行政とを緊密に結びつける必要がある。

#### (3) 医療行政機構

社会保障(医療保障)の観点に立脚し、現行の医療行政を再検討すべきであろう。現在の様な保険者の多様性は社会保障の国民的規模への展開をさまたげ、又健康保険と労災法との関係では、両行政機構による業務上、業務外の解釈が齟齬を来たしている状態である。

この意味に於て、医療行政の統一がのぞましい。

又医療制度には無駄が生じ易いので、他の保険制度にまして教育指導の必要が要望される。医療に対する『指導監督の必要性』も医療行政の重要な課題として検討すべきである。

## 資料

### 一、昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度特別会計予算及び昭和三十五年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議

昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度特別会計予算及び昭和三十五年度政府関係機関予算については、政府は撤回し、左記要綱によりすみやかに組替えをなし、再提出することを要水する。

右の動議を提出する。

昭和三十五年三月一日

記

昭和三十五年度政府予算は、軍拡と大資本擁護の予算であり、現在の平和共存をめざす内外情勢に逆行するのみならず、他方における各種基礎的料金の引上げ、貿易かわせの自由化等とあいまって、国民大衆の生活を著しく圧迫し、経済二重構造の拡大をもたらすものである。

これは、政府が、良識あるすべての国民の世論を無視して、アメリカの極東戦略に従属し、大資本の利潤追求のために日米安保条約改定を強行しようとしていることの必然的結果である。

わが党は、日本の内外政策を平和と独立と国民生活安定の方向へ根本的に転換させることを要求するとともに、次の要綱に基づき、政府が三十五年度予算を組み替えるよう要求するものである。

よってわが党は、日本内外政策を平和と独立と国民生活安定の方向へ根本的に転換させる政策目標は、次の五項目である。

一 自主中立と平和共存の外交政策を基礎として、国連軍縮決議及びわが国平和憲法の精神の実践のため、自衛隊を縮減改編して平和国土建設隊と民主的警備組織を創設し、また日米安保条約を解消して在日米軍

を撤退させること。

二 國土の平和的改造と合理的開発により、

連年の天然災害を根本的に克服するとともに、地域的な不均衡を是正し、産業発展と経済繁栄の基盤を飛躍的に強化すること。  
三 国民階層間の所得及び税負担の不均衡を是正し、特に膨大な低所得階層の所得水準を大幅に引き上げ、社会保障と社会福祉の諸制度を完備すること。  
四 農林漁業及び中小零細企業と、大資本による近代産業との産業間の不均衡を是正し、独占資本に対する対抗力を強めるとともに、経済自由化に対応できるよう立ち遅れた産業の体質を改善し、いわゆる経済二重構造を解消すること。  
五 日本経済の長期的発展の前提として、教育と科学技術研究の飛躍的拡充を図り、教育の機会均等を推進するとともに、産業技術の自立の基盤を培養すること。  
これらの目標は、わが党の長期経済計画の目標にそうものであるとともに、また健全なる財政金融政策の道にも合致するものである。

なお、また政府予算の公務員給与ベース及び三十年産米の生産者価格は、暫定ベース、暫定米価であり、給与については民間給与とのアンバランスがはなはだしく、米価については生産費及び適正労賃を補償していない。ゆえにわが党は、労働者及び農民の要求を支持して、今後正規の手続を経て決定されるベース及び米価の実施を保障するため、政府が抜本的な税制改正、脱税防止等により予算補正の措置を講ずるよう要求するものである。

#### 組替え要綱

##### 一 才 入

イ 勤労者の租税負担を軽減するため、生計費には課税しない原則に基づき、所得税の

各種控除引上げにより、五人家族年収四十万円を目指し、当面三十七万円（事業者は三十五万円）まで課税最低限を引き上げる。また寡婦、障害者、勤労学生及び老年者の税額控除を五千円から七千円に引き上げる。農業、中小企業の白色申告にも家族専従者控除を拡大し、控除額を十万円に引き上げる。退職所得控除の限度額百万円を五百五十万円に引き上げる。年所得五百万円以下の中法人に軽減税率を適用する。中小零細企業に関連する物品税を廃止するとともに、貿易自由化に備えて、中小企業の償却資産の耐用年数を短縮する。

右により総額約七百八十億円を減税する。

口 高額所得者に対する所得税累進度を強化することも、富裕税を新設する。

法人税は、税率を原則として四十パーセントとし、年五百万円以下のものについては三段階の軽減税率を適用する。また大資本本位の租税特別措置を大幅に改廃するとともに、徴税体制を整備して大口脱税を防止する。

右により総額約一千百三十億円の增收を図る。

## 二 才 出

イ 防衛庁費のうち、人件費及び物件費の一

部並びに施設費等を削減し、ロツキード国産化その他の防衛庁の国庫債務負担行為を全額削除する。防衛支出金を削除する。国防会議、憲法調査会及び公安調査院等の自動機構経費を削除する。旧軍人等恩給費の支給を交付公債にありかえ三十五年度支給額を節約する。公共事業費の使用の合理化により、事業量を減らすことなく予算を節減する。造船利子補給を削除する。

右により総額約一千六百七十四億円の支出自衛隊の改編により平和国土建設隊を創設し、国土の大規模調査と土地利用区分設定、及びこの区分に基づく開発を実施するとともに、これを基幹として公共事業の能率的運営を確保する。

右の経費は防衛庁費の残額の一部をもつ

て各種控除引上げにより、五人家族年収四十万円を目指し、当面三十七万円（事業者は三十五万円）まで課税最低限を引き上げる。また寡婦、障害者、勤労学生及び老年者の税額控除を五千円から七千円に引き上げる。農業、中小企業の白色申告にも家族専従者控除を拡大し、控除額を十万円に引き上げる。退職所得控除の限度額百万円を五百五十万円に引き上げる。年所得五百万円以下の中法人に軽減税率を適用する。中小零細企業に関連する物品税を廃止するとともに、貿易自由化に備えて、中小企業の償却資産の耐用年数を短縮する。

右により約一千二十五億円を増額支出する。

ハ 国民生活の安定と低所得階層の所得水準引き上げのため、生活保護基準の大額引上げ、国民年金支出額の引上げ、失業対策賃金の引上げ、就労日数の増加、失業保険給付額の引上げ及び給付期間の延長、失業保険国庫負担の引下げ中止、福祉年金の支給条件の緩和、国民健康保険国庫補助率の一割引上げ、日雇健保国庫補助率の二割引上げ、結核対策の一元化と全額国庫負担、児童保護その他社会福祉の充実、勤労者低家賃住宅の建設、部落対策費の拡充等を実施する。

ニ 農林漁業の経営の向上と、近代化、共同化を促進し、畜産、果樹等を振興しつつ農漁民の所得水準を向上させるため、農業サービス・センターを百箇所建設、事務費賦課金の全額国庫負担、共済金額の引上げと共に、掛金農民負担の軽減、無事もどし等農業災害補償制度の抜本的改正、農林漁業資金の利子補給四分の三国庫負担による沿岸增殖事業の拡大、水産業改良助長制度の整備、水産研究体制の拡充と海面養殖事業の調査研究、多獲大衆魚価格安定措置等を実施する。

右により約二百億円を増額支出する。

ホ 中小企業、零細企業の経営の安定と近代化促進のため、中小企業総合サービス・センターの設置、設備近代化の助成、勤労性事業共同施設の補助等を実施する。また国民金融公庫へ一般会計よりの出資を行ない、原資増加と利子引下げを図る。

右により約百億円を増額支出する。

ヘ 文教と科学技術研究のため、義務教育費、国庫負担の増額、義務制諸学校の施設整備、特殊教育及び準要保護児童対策の推進、科学技術研究の振興、私学の振興、育英事業の拡充、社会教育の振興、国立学校の運営費拡充等を実施する。

右により約二百三十四億円を増額支出す

ト 各省所管の国立試験研究機関を拡充し、

科学技術を大幅に振興する。

右により約二十億円を増額支出する。

### チ 石炭鉱業安定対策及び石炭労務者対策を飛躍的に強化する。

右により約百二億円を増額支出する。

### リ 地方交付税率を三十パーセントに引き上げ、地方財政の充実を促進する。

右に加え、税制改正による三税增收により約二百七十六億円を増額支出する。

### ヌ 各種の制度改革のための経過措置に備えて、予備費を増額する。

右により約四十億円を増額支出する。  
公務員等の給与については、民間給与との不均衡是正のため、公務員及び公企体職員の団体交渉権、争議権の回復を前提として正規の交渉により至急に給与ベースを確定し、これが実施に必要な別途の予算措置を講ずる。

### ヲ 三十五年産米の生産者価格については、生産費及び所得補償の原則に基づき、昨年の農業農民団体の統一要求額以上の水準において米価審議会の議を経て決定し、この実施に必要な別途の予算措置を講ずる。

ワ 専売公社予算のわく内で、たばこ小売店手数料の一割への引上げを実施する。また、健康保険について、給付内容の引上げ

を図る。

右の経費は健保会計に不足を生じた場合別途の予算措置を講ずる。

### 三 財政投融資

財政投融資については、国民の零細な積立資金及び社会保険積立金等で構成されている財政投融金の独占資本本位の運用を改め、これを、雇用の拡大、地域、産業、階層間の不均衡の是正等、国民の利益のための運用へ転換する。

このため、開発銀行、電源開発株式会社、輸出入銀行等の原資のうちの資金運用部資金を削減し、これを中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫、電電公社の資金にまわし、この金額を約三百億円とする。開発銀行、電源開発株式会社、輸出入銀行は民間資金規制を前提として生保、損保等の民間資金の公募により原資を補充する。

また、農林漁業金融公庫は、農林中金、信連等の余裕金約二百億円を公募して原資を拡大することもに一般会計より受け入れる十億円を利子補給に充てる。

国民金融公庫は、一般会計よりの出資五十億円を受け入れ、特に零細企業への融資を強化する。

右により財政投融資総額を六千四百九十一億円とする。

### 昭和三十五年度予算案組替表

(事項)

(政府単位・億円・増減額)

(備考)

#### 一、才入 イ、減税すべきもの

四六〇

基礎控除九万（）十万。配偶者控除十万新設。寡婦、不具者、勤労学生、老年者の税額控除五千円（）七千円。退職所得控除限度額百万（）百五十万。小規模事業者特別勤労控除二十万円まで二〇%、農業、中小企業の白色申告にも家族専従者控除十万円等。

百万円以下三〇%、二百万円以下三三%、五百万円以下三八%とする。

五〇 自由化に対応し中小企業（法人、個人、青色、白色をとわず）の償却資産の耐用年数を現行より一律三割短縮。

三 中小企業の設備耐年租数短縮

二 法人税

七〇

四 物品税

二〇〇

計(1~4)

口、増収をはかるべきもの

1 所得税  
2 法人税

3 租税特別措置改正

4 交際費、過度広告費の課税強化  
5 富裕税  
田(1~5)

## 二、才出

イ、削減すべきもの

1 防衛庁費

2 防衛支出金

3 国防会議、公安調査庁、憲法調査会費等

4 旧軍人遺族等恩給費

5 公共事業費

6 造船利子補給費  
計(1~6)

7 保育所費

8 勤労者住宅建設費

9 勤労者住宅建設費

10 勤労者住宅建設費

11 勤労者住宅建設費

12 勤労者住宅建設費

13 勤労者住宅建設費

14 勤労者住宅建設費

15 勤労者住宅建設費

16 勤労者住宅建設費

17 勤労者住宅建設費

18 勤労者住宅建設費

19 勤労者住宅建設費

20 勤労者住宅建設費

21 勤労者住宅建設費

22 勤労者住宅建設費

23 勤労者住宅建設費

24 勤労者住宅建設費

25 勤労者住宅建設費

26 勤労者住宅建設費

27 勤労者住宅建設費

28 勤労者住宅建設費

29 勤労者住宅建設費

30 勤労者住宅建設費

31 勤労者住宅建設費

32 勤労者住宅建設費

七〇〇

百万円以上の所得に対する累進度強化。

五百円以上との税率を四〇%とする。

利子所得、配当所得、各種準備金等の免税措置廃止、その一部減免をとりやめ。

交際費課税特例の否認強化、過度広告費の課税。

一千万円をこえる個人資産につき千分の二課税。

一、一三〇

## 二、才出

イ、削減すべきもの

三年度定員増の人事費削除五〇億。物件費の一部削除六〇〇億。施設費削除一四七億。

全額削除

反動機構廃止

階級差を是正するとともに受給者余命率によって交付公債を発行して打切補償を行い、低所得者に対しては公債の現金化を認める。

これにより本年度恩給費節約。

工事の請負、入札等を規制することにより、事業量をへらすことなく予算を一割節約。

造船利子補給復活の必要なし。

一、六四七

二、七六

三、八五

四、九〇

五、九

六、九

七、九

八、九

九、九

一〇、九

一一、九

一二、九

一三、九

一四、九

一五、九

一六、九

一七、九

一八、九

一九、九

二〇、九

二一、九

二二、九

二三、九

二四、九

二五、九

七八〇

五百円以上の所得に対する累進度強化。

五百円以上との税率を四〇%とする。

利子所得、配当所得、各種準備金等の免税措置廃止、その一部減免をとりやめ。

交際費課税特例の否認強化、過度広告費の課税。

一千万円をこえる個人資産につき千分の二課税。

## 二、才出

イ、削減すべきもの

1 防衛庁費

2 防衛支出金

3 国防会議、公安調査庁、憲法調査会費等

4 旧軍人遺族等恩給費

5 公共事業費

6 造船利子補給費  
計(1~6)

7 保育所費

8 勤労者住宅建設費

9 勤労者住宅建設費

10 勤労者住宅建設費

11 勤労者住宅建設費

12 勤労者住宅建設費

13 勤労者住宅建設費

14 勤労者住宅建設費

15 勤労者住宅建設費

16 勤労者住宅建設費

17 勤労者住宅建設費

18 勤労者住宅建設費

19 勤労者住宅建設費

20 勤労者住宅建設費

21 勤労者住宅建設費

22 勤労者住宅建設費

23 勤労者住宅建設費

24 勤労者住宅建設費

25 勤労者住宅建設費

26 勤労者住宅建設費

27 勤労者住宅建設費

28 勤労者住宅建設費

29 勤労者住宅建設費

30 勤労者住宅建設費

31 勤労者住宅建設費

32 勤労者住宅建設費

九〇〇

口、増収をはかるべきもの

1 所得税  
2 法人税

3 租税特別措置改正

4 交際費、過度広告費の課税強化  
5 富裕税  
田(1~5)

## 二、才出

イ、削減すべきもの

1 防衛庁費

2 防衛支出金

3 国防会議、公安調査庁、憲法調査会費等

4 旧軍人遺族等恩給費

5 公共事業費

6 造船利子補給費  
計(1~6)

7 保育所費

8 勤労者住宅建設費

9 勤労者住宅建設費

10 勤労者住宅建設費

11 勤労者住宅建設費

12 勤労者住宅建設費

13 勤労者住宅建設費

14 勤労者住宅建設費

15 勤労者住宅建設費

16 勤労者住宅建設費

17 勤労者住宅建設費

18 勤労者住宅建設費

19 勤労者住宅建設費

20 勤労者住宅建設費

21 勤労者住宅建設費

22 勤労者住宅建設費

23 勤労者住宅建設費

24 勤労者住宅建設費

25 勤労者住宅建設費

26 勤労者住宅建設費

27 勤労者住宅建設費

28 勤労者住宅建設費

29 勤労者住宅建設費

30 勤労者住宅建設費

31 勤労者住宅建設費

32 勤労者住宅建設費

九〇〇

口、増収をはかるべきもの

1 所得税  
2 法人税

3 租税特別措置改正

4 交際費、過度広告費の課税強化  
5 富裕税  
田(1~5)

## 二、才出

イ、削減すべきもの

1 防衛庁費

2 防衛支出金

3 国防会議、公安調査庁、憲法調査会費等

4 旧軍人遺族等恩給費

5 公共事業費

6 造船利子補給費  
計(1~6)

7 保育所費

8 勤労者住宅建設費

9 勤労者住宅建設費

10 勤労者住宅建設費

11 勤労者住宅建設費

12 勤労者住宅建設費

13 勤労者住宅建設費

14 勤労者住宅建設費

15 勤労者住宅建設費

16 勤労者住宅建設費

17 勤労者住宅建設費

18 勤労者住宅建設費

19 勤労者住宅建設費

20 勤労者住宅建設費

21 勤労者住宅建設費

22 勤労者住宅建設費

23 勤労者住宅建設費

24 勤労者住宅建設費

25 勤労者住宅建設費

26 勤労者住宅建設費

27 勤労者住宅建設費

28 勤労者住宅建設費

29 勤労者住宅建設費

30 勤労者住宅建設費

31 勤労者住宅建設費

32 勤労者住宅建設費

九〇〇

口、増収をはかるべきもの

1 所得税  
2 法人税

3 租税特別措置改正

4 交際費、過度広告費の課税強化  
5 富裕税  
田(1~5)

## 二、才出

イ、削減すべきもの

1 防衛庁費

2 防衛支出金

3 国防会議、公安調査庁、憲法調査会費等

4 旧軍人遺族等恩給費

5 公共事業費

6 造船利子補給費  
計(1~6)

7 保育所費

8 勤労者住宅建設費

9 勤労者住宅建設費

10 勤労者住宅建設費

11 勤労者住宅建設費

12 勤労者住宅建設費

13 勤労者住宅建設費

14 勤労者住宅建設費

15 勤労者住宅建設費

16 勤労者住宅建設費

17 勤労者住宅建設費

18 勤労者住宅建設費

19 勤労者住宅建設費

20 勤労者住宅建設費

21 勤労者住宅建設費

22 勤労者住宅建設費

23 勤労者住宅建設費

24 勤労者住宅建設費

25 勤労者住宅建設費

26 勤労者住宅建設費

27 勤労者住宅建設費

28 勤労者住宅建設費

29 勤労者住宅建設費

30 勤労者住宅建設費

31 勤労者住宅建設費

32 勤労者住宅建設費

九〇〇



8 地方交付税交付金

一〇二 二七六 交付税率二八・五%を三〇%に引き上げる。また社会  
党税制改正で所得税、法人税増収五二〇億。臨時  
地方特別交付金三〇億円をさしひく。

9 予備費

計(1~9)

一〇二 二七六 各種の制度改正にそなえて増額する。

## 財政投融資資金計画組替表

計	開発銀行		部資金運用	計資金会
	電源開発株式会社	農林漁業金融公庫		
中小企業金融公庫	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	一〇〇
商工中金	一一〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇
国民金融公庫	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

農林中金、信連の余裕金二〇〇億を公募債で調達する。資金規制により十億円をうけいれて利子補給にあてる。右に準ず。右に準ず。

一般会計より十億円をうけいれて利子補給にあてる。資金運用部資金を増額する。右に準ず。

資金運用部資金を増額するとともに、一般会計よりあわせて国民庫の創設を検討する。この公庫の機能と度広告費課税強化等

歳入予算部別対政府案比較表 (単位: 億円)

その他	増収分	減収分	租税及印紙收入	区分	政府案	社会党案	増減(△減)	備考
一五、六九六	二、三三〇		一三、三六六	政	府案	社会党案	△一三六	
一六、〇四六	二、三三〇		一三、七一六	社	会案	社会党案	△一三六	
三五〇	○		△ 三五〇	△				

所得税課税最低限引上、  
中小法人減税  
物品税軽減  
所得税法人税累進度引上  
租税特別措置整理、交際費過度広告費課税強化等

歲出予算重要經費別對政府案比較表

(单位億巴)

政  
審  
資  
料  
第  
二  
七  
号

昭和三十五年三月十五日発行(毎月十五日発行)  
昭和三十六年  
月  
日第三種郵便物認可

定  
価  
一〇〇円